事 務 連 絡 令和3年12月17日

都道府県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項に基づく 届出の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがと うございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日付け健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、法第 12 条第 1 項に規定する発生届がなされないまま、新型コロナウイルス 感染症患者が死亡する事例が判明しました。発生届は、感染拡大防止と適切な医療の 提供のため、患者に対するアプローチの起点となる重要なものになりますので、貴職 におかれましては、下記について、管内市町村、関係機関等への周知をあらためてお 願いいたします。

記

医療機関に対し、発生届は健康観察等の対応の起点となる重要なものであるという意義を周知し、届出通知に基づき、届出を徹底すること。

なお、法第77条第1号において、医師が第12条第1項の規定による届出(発生届)をしなかったときは、50万円以下の罰金に処することとされている。

また、東京都において、別添のとおり、死亡事案を踏まえた改善策をまとめているため、参考にされたい。

以上